

〔論 文〕

匿名言論の価値に関する分析

——アメリカ合衆国の裁判例を素材として——

岡 根 好 彦

目 次

- I はじめに
- II McIntyre v. Ohio Elections Commission 事件
- III マッキンタイア判決前の連邦最高裁判決
 - 1. NAACP v. Alabama事件
 - 2. Talley v. California事件
 - 3. Buckley v. Valeo事件
- IV マッキンタイア判決後の連邦最高裁判決
 - 1. Citizens United v. Federal Elections Commission事件
 - 2. Doe v. Reed事件
- V 州裁判所の判決
 - 1. 善意基準 (Good Faith Standard) を提示した判決
 - 2. バランシングテスト基準 (Balancing Test Standards) を提示した判決
 - 3. 略式判決基準 (Summary Judgment Standard) を提示した判決
 - 4. そのほかの基準を提示した判決
- VI 分析
- VII まとめ

I はじめに

近年のコンピューター・ネットワーク技術の普及によって、憲法学の世界においても、従前の議論の再検討や新たな議論の検討が積極的になされている。言論の自由に関する議論においても例外ではなく、名誉毀損やわいせつ表現といった、従来から検討されてきた問題について、ネットワーク技術に対応した見解が少なからず示されている。

そして、ネットワーク技術と言論の自由の関係に関する議論のひとつとして、匿名言論に関する問題が挙げられる。つまり、ネットワーク上におけるネット利用者相互のコミュニケーションによって形成される社会内部では、ハンドルネームと呼ばれる一種のペンネームやプロバイダーに登録されたIDによってアイデンティティが確立し、このアイデンティティには、ネットを通じて認識される性格が付与されるとともに、そこでの発言内容によって「知識や経験、職業などの属性も付与され、果ては体格や容貌、人種・性別・出身・国籍や居住地域なども付与される」¹⁾。そして、「これらの属性は発言内容のみから認識されるのであって、現実社会のアイデンティティとは切り離して存在し、現実とは異なる内容のアイデンティティとなる可能性もある」²⁾。ゆえに、ネットワーク上では、実名ではなく、これらペンネーム等によるコミュニケーションも頻繁になされており、その際には現実社会の人間の名誉が毀損される等の問題も生じている。もっとも、ネットワーク上における匿名性は完全であるとはいえず、通常のサイトであればアクセス記録が取られ、その記録をもとに発信元を探ることは技術的に可能である。それゆえ、名誉毀損等の被害者からその記録を開示するように裁判所を通じて請求されることもあれば、プロバイダーとの契約書において個人情報等を特定の場合に開示するように定められることもある³⁾。したがって、近時では、このような匿名による名誉毀損等に対し、被害者が実名開示をプロバイダー等に求めてよいのか⁴⁾、さらには法律等を通じて

ネット利用者の実名登録をウェブサイトに求めてもよいのかといった議論が各国でなされている⁵⁾。

本稿では、このような、匿名の言論を発信した者の情報開示を求めることが憲法上許されるのかという問題を検討する一環として、匿名の言論に実名の言論よりも重要な価値、あるいは実名による言論とは異なる価値があるのかについて分析していきたいと考える。すなわち、他者の名誉等を保護する目的のもと、プロバイダーに開示を求めたり、実名による発信を義務づけたりする等の規制を実施する場合、仮に実名の言論にはない重要な価値が匿名の言論にあれば、そのような規制の可否を判断するにあたっては一般的な基準よりも厳しい基準が用いられることになるし、重要な価値がなければ一般的な基準が用いられることになる。わが国ではこの問題について、積極的な議論がなされているとはいえないが、匿名言論には内部告発など差別や迫害を受けるおそれがある場合における意見の伝達が可能になる、偏見や先入観などを持たれることなく言論を受け取られる等の価値があるとの指摘もなされている⁶⁾。一方、アメリカ合衆国特にその裁判所においては、匿名の言論を発信した者に対する実名開示の判断基準が積極的に示されており、その過程で匿名言論の価値に言及する判決が少なからず存在する。そこで、本稿では、アメリカ合衆国の裁判所の判決を参考に、この問題について分析していきたいと考える⁷⁾。

II McIntyre v. Ohio Elections Commission 事件

匿名言論に関するリーディングケースとしては、1995年のMcIntyre v. Ohio Elections Commission 事件⁸⁾があるので、はじめにこの事件の判決について取り上げていきたい。

同事件では、オハイオ州ウェスターヴィルの学校における会合に参加予定の者に対して匿名のリーフレットを配布したことが地域の条例

に反するか否かが争われた。会合は学校課税の是非を巡る住民投票について議論する目的で教育長が実施しようとしたものであり、リーフレットには課税に反対する旨が記載されていた。もっとも、リーフレットには虚偽や中傷はなく、たとえば「税金の無駄遣いを止めるべきだ」、「子どもたちの教育や福祉を第1にすべきだ」等の記述がなされていたにすぎなかった。また、当該条例では、選挙や選挙候補者の宣伝など政治的争点を内容とする表現を新聞やチラシ等を通じて発信する場合には実名等を明らかにしなければならない旨の規定があり、それゆえに、配布者は100ドルの罰金が課されていた⁹⁾。

連邦最高裁は、匿名の発行物すべてが有害であること、あるいは法によってそれらが思想の自由市場から完全に排除されることは認められておらず、匿名の作品が修正1条の保障から除外される合理的な理由はないとの考えを示した。すなわち、偉大な文学作品というのは頻繁に偽名で記され、「匿名のパンフレット、リーフレット、小冊子、そして書籍も、人類の進歩において重要な役割を果たして」きており、作者が何者であるかという読者や公衆の関心にかかわらず、著者自身が実名を明かすことについて決定する自由を有していた。匿名を好む理由としては、経時的あるいは公的報復に対する恐怖、社会から追放される不安、または単にプライバシーをできる限り保持したいという希望が考えられるが、いずれにせよ、少なくとも文学発展の領域においては、実名の開示を要求する公共利益よりも匿名の作品を思想の市場に発信する利益のほうが明白に優先される。したがって、匿名を保持する著者の判断は、発行物の内容に関するほかの判断と同様に、修正1条によって保障される言論の自由の一側面であるとの判断を下した。そして、匿名で公表する自由は文学的領域を超えて拡大しており、特に政治的な問題における匿名の伝統は裁判所において尊重されていることが確認された¹⁰⁾。

また、オハイオ州の条例に関しては、あらゆ

Mar. 2016

匿名言論の価値に関する分析

る状況のもとであらゆる場所ですべての匿名言論を禁じているわけではなく、あくまで選挙の有権者に影響を及ぼすような匿名の文書のみを制限しているが、同条例は選挙プロセスの方法に関する規制ではなく表現内容に関する直接の規制であり、規制対象の政治的言論は修正1条が保障する核心部分である。一方で、州側は詐欺的、中傷的な言論を防ぐこと、適切な情報を選挙民に提供することを理由に同条例の正当性を主張するが、チラシの配布者がよく知られていない一般市民である場合、その者の氏名や住所は文書に対する読者の評価にほとんど影響を与えることはなく、これらの利益は同条例を正当化するには不十分であるとした¹¹⁾。

そして、合衆国憲法のもとでは、匿名は有害で詐欺的な行為ではなく、支持と異議に関する榮譽ある伝統であり、多数派の横暴からの盾となる。それゆえ、匿名は偏狭な社会のもとで不人気な個人とその思想を報復や抑圧から保護するために権利章典や修正1条で認められた表現手段である。この点、匿名でいる権利が詐欺行為の盾として濫用され、特に政治演説においては好ましくない結果が生じるかもしれないが、一般的に、我々の社会では、その誤用の危険に対してよりも言論の自由の価値に対して大きな重みを与えている。それゆえ、その誤用を禁止するために匿名を全面的に禁止している州条例は正当化できず、同条例に基づく州の処罰は、目的を達成するうえで必要な関係にない、表現内容に対する規制であるため許されないとし、破棄差戻しの判断を下した¹²⁾。

なお、トーマス裁判官は、匿名言論の「榮譽ある伝統」がアメリカの歴史上に存在していたかどうか、匿名言論の価値は何かではなく、「言論あるいはプレス」の自由が匿名言論も保護しているのかという観点から検討すべきとしたうえで、匿名での言論活動が歴史的に実践されてきたこと、匿名言論は個人あるいは社会にとって、実名開示の公益に優る言論の価値を有していること、表現内容規制における厳格な基準を充たしていないことを理由に同意意見を示し

た¹³⁾。

一方、スカリア裁判官は、匿名の選挙活動が憲法上の権利として見なされていたと思われる資料はまばらであり、おそらく匿名言論に対する政府の制限が選挙の風通しの良さや規律性にとって価値があるのか否かといった抽象的な議論もなされてこなかったと反論した。そのうえで、本件条例は思想に対する規制ではなく、思想が政治的な文脈で発信された際に単にその発信者の身元を要求しているにすぎず、修正1条の周辺の議論であるとの考えを示した。また、実名開示を違憲としたこれまでの判決は、開示することで政府役人あるいは私的集団から報復等を受けるに妥当な可能性を示した一部の者に対して開示を免除したにすぎないところ、本件リーフレットの配布者が報復等を恐れていたとの事情は見受けられない。確かに、報復等を受ける危険性がある場合には匿名を保護すべきであるが、匿名によって責任を回避できることで対立候補やその支持者による中傷表現が増加してしまうし、匿名の手紙や電話が信用できないのになぜ匿名のリーフレットが「榮譽ある伝統」になるのか理解できないため、すべての匿名言論を保護することはありえないとして、反対意見を示した¹⁴⁾。

Ⅲ マッキンタイア判決前の連邦最高裁判決

1. NAACP v. Alabama 事件

マッキンタイア判決では、過去の様々な判例を引用して匿名言論に関する一定の見解を示した。そこで、匿名言論に対する連邦最高裁の見解をより詳細に理解するために、マッキンタイア判決前の判例を次に見ていきたいと考える。

まず、1958年のNAACP v. Alabama事件では、国内における身分制度や人種差別の撤廃、および権利の平等の促進を目的とした組織であるNAACP(全米黒人地位向上協会)が、アラバマ州法で認められていない活動が無許可で実施していたために活動の差止めを求められたとこ

ろ、同州司法長官が、差止めの可否を判断することを目的として、同協会に所属するアラバマ州内のメンバーの氏名と住所を開示するように裁判所に強制的に命じたため、そのような命令が修正14条に違反するのか問題になった¹⁵⁾。

ハーラン裁判官による法廷意見では、結社はメンバーリストに対する公的な問い合わせを拒絶する権利があること、および支部がある州から強制的にリストを開示されることから保護される、個人あるいは組織の権利があることを主張できるとの判断が下された。そのうえで、信念や意見を発信するために結社で活動する自由は、言論の自由を包含する修正14条のデュー・プロセス条項によって保障される不可分な側面であり、その信念等が政治的、経済的、宗教的、文化的な問題に関連しているかどうかとは無関係に、州がこの自由を制限しようとするれば厳格な審査に服することになる。なぜなら、裁判所は、政府の行為によって言論やプレス、結社といった不可欠な自由が侵害されてきたことをこれまで確認してきたからである。そして、特定の信念を支持する結社の会員資格を強制的に開示することは、特定の宗教や政党の支持者に識別可能な腕章を身につけさせることと同様、結社の自由を制約する行為であるとの見解が示された。そして、本件の開示命令に関しては、過去に開示によってメンバーが経済報復や雇用の喪失、肉体的な威圧のほか公衆の敵意にこれまで晒されてきたため、開示を強制されるとこれらの危険を怖れて結社の参加が躊躇されることになるので、結社の自由に基づく運動に対する実質的な制限の可能性を伴っていると言わざるをえないとして、そのほかの理由も示されたうえで、破棄差戻しの判決が下された¹⁶⁾。

2. Talley v. California 事件

次に、1960年のTalley v. California事件では、チラシを配る際にその配布者や作成者等の氏名を掲載しなければならないと規制したロサンゼルス市条例の合憲性が争われた。原告は、ロサンゼルス市内において、黒人やメキシコ人等へ

の雇用機会を提供しない企業の製品の購入を控えるように促すビラを匿名で配布したため、州条例に基づき逮捕され、10ドルの罰金を課されていた¹⁷⁾。

ブラック裁判官による法廷意見では、パンフレット等が自由を守る手段として重要な役割を歴史的に担ってきたことに触れられたうえで、本件条例に関しては、あらゆるパンフレット等に対して実名開示を要求しており、中傷、虚偽といった表現に限定されているわけではなく、またそれらの表現を取り締まる目的であることが立法記録で指摘されているわけでもないため、正当性は認められないとの判断が下された¹⁸⁾。

また、実名の開示に関しては、情報配分の自由とそれによってもたらされる言論の自由を制限する傾向が疑いもなく認められる。つまり、匿名によるパンフレット等は迫害を受けてきた集団が過酷な政策や法に対して批判する手段として歴史的な役割を果たしてきており、時に匿名が言論の自由に関して最も建設的な役割を担っていたことは明白である。したがって、本件条例については、開示とそれに伴う報復の恐怖によって重要な公的問題に関する平和な議論が完全に思いとどまらせることになり、このような役割が果たせなくなるために無効であるとの考えが示された¹⁹⁾。

もっとも、クラーク裁判官による反対意見では、憲法が匿名の自由について言及していることはなく、あくまで言論の自由の問題として本件条例を検討すべきであるとしたうえで、憲法で選挙権以上に厳格な保護が求められる権利はなく、本件条例で匿名を規制しなければ、中傷や虚偽といった表現が濫用され、条例で規制する以上に選挙運動に関する公益が害されることになるため、本件条例が言論の自由を侵害しているとは思われず疑問が呈されている²⁰⁾。

3. Buckley v. Valeo 事件

1976年のBuckley v. Valeo事件では、1971

Mar. 2016

匿名言論の価値に関する分析

年連邦選挙運動法 (the Federal Election Campaign Act of 1971) の規定および同法に関連する内国歳入庁規約の規定の合憲性が争われた。具体的には、政治献金の上限規制、選挙運動資金に関する報告と開示等の規定が、ほとんどすべての重要な政治的なコミュニケーションに対する制約となり修正1条に違反するのかが問題となった²¹⁾。

裁判官全員一致の意見では、政治献金の上限規制が修正1条に違反するかという点について、最も多額の寄付を納めた者が候補者や公務員の活動に不適切な影響力を与えることを防止するという規制目的をもって修正1条に対する制限を正当化することはできない、当該規定は議会選挙や大統領選挙における具体的な費用の制限が設けられているものの、裁判所はその上限を判断できる能力がなく、その費用を調整するような立法活動を議会は実施していない等を理由として、違憲であるとの判断が下された²²⁾。

また、選挙運動資金に関する報告と開示が修正1条に違反するかという点については、確かに、献金等の上限規制と異なり、報告と開示は選挙関連の活動に何ら限界を設けるものではないところ、開示の強制が繰り返し修正1条の信念等を深刻に侵害してきており、開示を強制するような修正1条に対する重大な侵害は、単にいくつかの正当な政府の利益を示すだけでは正当化できない。それゆえ、厳格な基準に服するとともに、政府の利益と開示が求められる情報との間に「相関関係」あるいは「実質的關係」が認められなければならない、修正1条に対する抑止効果が直接的であろうと間接的であろうと、あるいは、故意であろうと必然の結果であろうと、その審査は必要であるとの考えが示された。そして、本件開示に関しては、選挙人が候補者を評価する際の支援になること、不正を防止すること、上限規制違反の有無を知るためのデータ収集における本質的な手法になることといった公益があるとした一方で、本件で開示すれば少数政党に献金した者や組織が政府の役人

等から脅迫や嫌がらせを受けて回復不能な損害を被ることになるとの主張につき、そのような損害が常に生じるかは断言できないし、仮に損害が生じたとしても少数政党にも公正な配慮を保障するために損害の証明は合理的な可能性を示す程度で足りるので、匿名を認める必要はないとの判断が下された²³⁾。

IV マッキンタイア判決後の連邦最高裁判決

1. Citizens United v. Federal Elections Commission 事件

次に、マッキンタイア判決後の連邦最高裁では匿名言論に対してどのような判断が示されているのかについて、2つの代表的な最高裁判決を通じて見ていきたいと考える。

まず、2010年のCitizens United v. Federal Elections Commission事件では、大統領選挙候補者を批判する内容のドキュメンタリー映画を作成した非営利法人が、ケーブル会社を通じてオンデマンド配信およびそのテレビ広告を提供しようとしたところ、合衆国法典が候補者の当選または落選を主張するための支出を規制し、また、2002年超党派選挙運動改革法 (Bipartisan Campaign Reform Act of 2002: BCRA) が一定期間内に放送通信等を利用して候補者の当落を主張することを禁じるとともに、通信の費用負担者の氏名および住所の開示等を義務づけていたため、これらの規定が言論の自由を制約して違憲であるか争われた²⁴⁾。

ケネディ裁判による法廷意見では、まず、本件支出規制に関しては、その対象が政治的言論であるため、厳格審査基準で判断すべきとされたうえで、巨額の資金力による選挙過程の歪みを防止する等²⁵⁾の正当化理由いずれもが認められないとして、修正1条に違反するとの判断が下された²⁶⁾。

また、通信の費用負担者の氏名および住所の開示等の合憲性に関しては、言論者の情報を開示することで、脅迫や報復を受け、言論の萎縮

につながるという証拠は示されておらず、むしろ、インターネットの発展に伴い、情報が開示されれば迅速に企業の株主や選挙人に必要な情報が提供され、彼らが適切な判断を下すことができるようになるため、合憲であるとの判断が下された²⁷⁾。

2. Doe v. Reed 事件

次に、同年の Doe v. Reed 事件では、ワシントン州議会で提出された、同性愛者の権利義務に関する法案について、「ワシントンの結婚を守る会 (Protect Marriage Washington)」が同法案の否決に関する住民投票の実施を求める請願書を署名付きで提出したところ、被上訴人等がワシントン州公文書法 (Washington Public Records Act) に基づき署名者の氏名等の情報も含めた請願書のコピーを求めたため、請願書の発起人等から請願書の公開の差止めを求める訴訟が提起された。なお、上訴人側からは、住民投票を求める請願書に公文書法を適用することは違憲である、署名が公開されれば脅迫や報復などの対象になりうるので公開は違憲であるとの主張がなされた²⁸⁾。

ロバーツ裁判官による法廷意見では、署名が特定の法律を覆すべきである等の政治的見解を示しており、修正 1 条に関する審査に服するとしたうえで、投票過程に関係する情報開示は「厳密な審査 (exacting scrutiny)」, すなわち情報の開示と十分に重要な政府利益との間に実質的な関連性が求められ、州の利益は修正 1 条の権利よりも優らなければならないとの考えが示された²⁹⁾。

そして、本件の情報開示については、投票過程の公正さを保持するという州の利益は、州政府が州民の提案プロセスの公正と信頼を守るために広い裁量を有しており、また、選挙過程における透明性と説明責任の確保を一般的に促進するために重要である。加えて、開示によって、署名の有効性を確認するための手続を補い、また、署名偽造等の虚偽を防ぐことに役立つために、実質的関連性も一般的に認められる。それ

ゆえ、住民投票を求める請願の開示が全体として修正 1 条に違反することはないとの判断が下された³⁰⁾。

もっとも、連邦最高裁としては、本件の情報開示によって署名者たちが脅迫等に晒されることになるという具体的な害を理由として、州公文書法が本件請願に適用される限りで違憲と主張することは、合理的蓋然性を証明できれば認められ、この点については連邦地裁で係争中であることが確認された³¹⁾。つまり、連邦最高裁は、開示が一般的に修正 1 条の権利を侵害することは否定しつつも、個別的事件において当事者の修正 1 条の権利が侵害されうことは否定しなかった³²⁾。

V 州裁判所の判決

1. 善意基準 (Good Faith Standard) を提示した判決

以上のように、連邦最高裁では、匿名言論に関する問題は、主に政治的言論に対する開示の可否が検討される際に言及される傾向にある。一方で、州裁判所では、名誉毀損等の言論がネットワークを通じて匿名で発信された場合における開示の可否について検討される際に主に言及されている³³⁾。本稿では、これらの判決も概観していきたいと考える。なお、州裁判所では匿名言論の開示につき様々な判断基準が提示されているので³⁴⁾、これらの基準を概観する形で、州裁判所の判決をみていきたい。

まず、ヴァージニア州の裁判所では、善意基準 (Good Faith Standard) という、開示を求めた原告に最も有利な判断基準が示されている。たとえば、名誉毀損の表現や機密情報を発信した者に対して法人の原告が訴訟提起し、事実審裁判所が文書提出命令をプロバイダーであるアメリカオンライン社に発した事件において、事実審は、問題の言論が訴訟可能である、または請求する情報が訴訟を進めるうえで必要であることについて原告が正当かつ善意であることを充たす証拠があれば提出命令を認めるとの基準

Mar. 2016

匿名言論の価値に関する分析

を提示した³⁵⁾。

なお、事実審は、この基準を示した理由として、実名を得るための低い敷居は匿名者の言論の自由を制限することになるが、匿名の利益よりも原告の機密情報の利益が優るため、また、このような害悪ある行為から企業を守る無視できない利益を州は有していることを挙げている³⁶⁾。

2. バランシングテスト基準 (Balancing Test Standards) を提示した判決

カリフォルニア州北部地区裁判所では、商標権侵害等で訴訟提起した際に、相手方を特定するための開示の可否が争われた、Columbia Insurance Co. v. Seescandy.com 事件において、匿名や偽名の言論を認めれば、相手を困惑させたいと願う者が訴訟や開示命令を求めてくる恐怖がなくなり、開かれた討論や活発な議論がなされるようになるとともに、繊細かつ親密な関係に基づく情報が得られるようになるとして、バランシングテスト基準という一応の判断基準をもって開示の可否が判断された。すなわち、①開示を求める原告に特異性が認められる、②個人の特定に善意をもって尽力している、③棄却されないとと思われる、④なぜその情報が必要なのか説明された、あるいは開示を求める相手方が限定された要望書を提出しているといった事情があれば、実名の開示を求める命令を下すとの基準が採用され、本件では相手方の特定を求めることが一定期間可能であると判断された³⁷⁾。

また、ニュージャージー州控訴裁判所では、ヤフー掲示板に製薬会社である原告企業に対して名誉毀損的コメント等を投稿した者の実名開示について争われた、Dendrite International, Inc. v. Doe 事件において、匿名で発言するためによく確立された修正1条の権利と、原告側が有する財産と評判に関する権利とのバランスをとらなければならないとしたうえで、4つの判断要素を用いた判断が下された。すなわち、①匿名の投稿者に対して刑事の命令等を求める予

定である旨の通知を試みていること、②訴訟可能な内容を含む言明を特定していること、③当該事件が匿名の開示を求めることができる一応のケースであると裁判所が判断していること、④匿名言論に対する修正1条の権利と開示の必要性とのバランスを裁判所が考慮していることを充たせば、開示命令の請求が認められるとした。そして、本件では、匿名者の書き込みによって株価が影響したとは考えられず、当該言明と原告企業が主張する損害との間に十分な関係が認められないとの結論が下された³⁸⁾。

3. 略式判決基準 (Summary Judgment Standard) を提示した判決

デラウェア州最高裁では、Doe v. Cahill 事件において、開示の要件が最も厳しい基準のひとつである略式判決基準が採用された。同事件では、4人の匿名者がインターネット上の掲示板に名誉を毀損する、またはプライバシーを侵害する発言をインターネット上のニュースサイトで発信したため、スマーナ市の議員である原告が実名の開示命令を請求し、その可否が争われた。具体的には、原告について、「長く関わっている者は、明白な精神の悪化は言うまでもなく、性格の欠如にも気づいている」、「パラノイアである」等の書き込みが事件の発端となった³⁹⁾。

まず、州最高裁は、インターネットの登場によって、より多様な人々が公的な議論に参加できるようになり、経済的あるいは社会的的不平等や、思想の自由市場を支配する少数の強力な話し手によって多くの市民が参加を禁じられていた公的討論の本質が変化したことに言及した。そして、ネット上の言論はしばしば匿名であり、良くも悪くもネット上の聴衆は言論の内容でのみ評価しなければならないが、そのような特徴によって、人種や身分、年齢による差別が比較的少ない議論が約束されることになる。それゆえ、ネット上の言論を保護する際には、匿名の言論まで保護されることになるとの考えを示した⁴⁰⁾。

そのうえで、原告が開示を求める際には、①略式判決を覆すくらいの事実をもって請求しなければならない、②相手方に通知するための合理的な努力に従事しなければならない、③主張の本質的な部分について一応原告有利なケースであると証明するに足る証拠を提出しなければならないとの基準を提示した⁴¹⁾。そして、たとえば、公的人物に対する匿名者の名誉毀損の場合、原告は①相手方がその言明を発信したこと、②原告に関する内容であること、③言明が発行されたこと、④第三者が名誉毀損的な性質を備えたコミュニケーションであると理解できたこと、⑤その言明が虚偽であることを示さなければならない。以上が踏まえられたうえで、本件については、いかなる閲覧者も言明が意見であって真実の内容であるとは信じないことを理由に、実名開示の請求を拒否した⁴²⁾。

4. そのほかの基準を提示した判決

最後に、Doe v. 2TheMart.com, Inc. 事件において、ワシントン州西部地区連邦地方裁判所では、被告に対してというよりは、証人に対して開示を求める際の基準が提示された。同事件では、カリフォルニア州中央地区連邦地方裁判所において、原告企業の株主が、市場における詐欺行為を理由として経営陣に対する集団訴訟を提起した際に、経営陣側が株主に対して損害を与える行為を与えていないと反論し、ある電子掲示板への書き込みの投稿主23名の召喚を求めたところ、その中の1名が修正1条に基づく匿名の権利を理由に拒絶したため、召喚の可否が争われた。なお、掲示板では、同企業の最高経営責任者が従業員を騙している、不正行為を働いている等の書き込みが投稿されていた⁴³⁾。

ジリー裁判官による法廷意見では、マッキンタイア判決などの判例が引用され、匿名の言論が修正1条で保障されるとしたうえで、本件の書き込みについては、中核の言論ではないことから、厳密な審査(exacting scrutiny)ではなく、通常の厳格審査(normal strict scrutiny)

によって検討すべきとの考えが示された。そして、インターネット上における意見の自由な交換は匿名でコミュニケーションできるネット利用者の能力に左右され、もし召喚が強制されて匿名が奪われてしまえば、インターネット上のコミュニケーションひいては修正1条の権利に対して萎縮的效果が生じてしまうので、証拠の開示手続において匿名の利用者を特定することについては慎重に審査しなければならない。一方で、訴訟当事者の開示が問題となったシースキャンディードットコム事件等とは異なり、本件で開示が求められているのは当事者ではない者の情報であって、その開示がなくても手続を進めることができる。ゆえに、シースキャンディードットコム事件等よりも開示に厳しい基準が採用されるべきであって、具体的には、①その開示命令が善意をもって、あるいは不適切な意図ではなく発せられたか、②その情報が請求あるいは弁明の核心部分と関連しているか、③その識別情報が直接的かつ実質的に請求あるいは弁明と関連しているか、④その情報が、請求や弁明が他の手段では得られないことを証明あるいは反駁するために効果的であるかという4つの要素から可否を判断する基準が提示された。そして、本件については、経営陣に対する集団訴訟において利用者の情報を開示することが直接的かつ実質的に関連していることを経営陣側は証明していないとして、召喚の破棄が認められた⁴⁴⁾。

VI 分析

以上、匿名言論に関する連邦最高裁や州裁判所の判決を概観してきたが、これらの判決を素材に、匿名言論の価値に関する分析を試みていきたいと考える。

まず、連邦最高裁では、主に政治的言論に対する開示請求がなされた場合に匿名言論の価値に関する議論がなされることになるようである。つまり、政治的な主張や選挙運動を行う者やその関係者に対して身元の開示を求めること

Mar. 2016

匿名言論の価値に関する分析

が言論の自由を侵害するのかが問題になった場合に匿名性の価値について言及されている。一方で、州の裁判所では、そのような場合に加えて、名誉毀損表現等の書き込みを投稿したインターネット利用者に対する開示請求の可否が問題となる場合においても、匿名言論の価値について議論されることになるようである。では、政治活動における匿名言論の議論とネットワーク上の書き込みにおける匿名言論の議論に違いがあるのかというと、本稿で取り上げた裁判例には前者の判決を明らかに引用している判決もみられることから、両者を別個の問題であると特に捉えてはいないようである⁴⁵⁾。

ゆえに、本稿では、匿名言論の価値について、両者に関する判決を一体的に分析しながら考察していきたいと考える。まず、連邦最高裁が匿名言論に対してどのように捉えているのかについては、マッキンタイア判決以前とその後では若干考えを異にしているようである。すなわち、マッキンタイア判決以前の連邦最高裁は、歴史的な背景を根拠に、実名で言論を発信すると報復や脅迫を受ける可能性のある者の言論の自由を保障するという意味で匿名による言論を保障しなければならず、また、匿名による言論活動を保障するほうが実名による言論活動を促すよりも思想の自由市場への貢献が高いとの考えを示している⁴⁶⁾。一方で、マッキンタイア判決後の連邦最高裁は、言論が開示されることによって報復や脅迫を受けることになることを充分に証明できたケースはむしろ存在しないこと、選挙活動等においては州政府に広い裁量が認められること、実名を伴う言論のほうがむしろ選挙人の判断に資することを理由に、開示を許容している傾向にある。いずれにせよ、連邦最高裁では、タリー判決においてクラーク裁判官が指摘しているように、言論の自由に対する貢献の程度という観点から、匿名の言論が通常の言論よりも高い価値があるのか否かについて積極的に論じられており、その意味では匿名言論が特別扱いされているといえよう⁴⁷⁾。他方、州裁判所では、修正1条の権利を保障するため

の一内容として匿名を保護すべきであるという、連邦最高裁の立場を確認する判決や、インターネット上のコミュニケーションに限定して匿名の保護を認める判決が下されており、両者の判決いずれも匿名に別個の価値を見出そうとしているようである。もっとも、匿名が保護されることによって利用者の言論の自由の価値が強化されるとは限らず、本稿で取り上げた判決では、政治的言論ではなく名誉毀損的言論等が問題になっていることもあって、むしろ、相手方の権利が優先され、開示が比較的許容されているように見受けられる。したがって、連邦最高裁も州裁判所も匿名言論に何かしら特別な価値を見出そうとしつつも、仮にそのような価値が認められたからといって、当該言論に対する規制の違憲性判断につき、通常よりも判断基準が厳格になるところまでは至っていないと考えられる。

VII まとめ

以上、本稿では、匿名言論に通常の言論とは異なる価値が認められるかについて、アメリカ合衆国の判決を素材に検討した。

匿名言論の開示がどのような場合に問題になるのかについては、主に、連邦最高裁では政治的言論の場合、州裁判所では主にネットワーク利用者による言論の場合に検討されているが、後者では前者の判決が引用されていることもあり、問題となる言論自体の価値は異なるかもしれないが、匿名性に関する理論については特に差異はないと捉えられている。

そして、匿名言論の価値につき、アメリカの裁判所では、歴史的な背景を理由に、修正1条の権利を保障するための一手段として匿名性を保障すべきとの立場が示されているが、近年では、むしろ歴史的には匿名を開示することによるデメリットが証明されていないとして、匿名性の価値を重く捉えず、開示を認める傾向にある。もっとも、開示が認められない場合も示唆していることから、匿名言論の価値を一切認め

ていないというわけでもなく、同国の議論はわが国でネットワーク利用者に対する開示請求の対応を考慮する際にも少なからず参考になると思われる⁴⁸⁾。

いずれにせよ、今後も、ネットワーク利用者が増加するに伴い、名誉毀損的言論等がネット上で発信される頻度も増大するおそれがある以上、匿名言論にどの程度の価値が認められるのか、実名の開示がどのような場合に認められるのかに関する議論が続くことになるだろう⁴⁹⁾。

注

- 1) 町村泰貴「サイバースペースにおける匿名性とプライバシー(一)」*亜細亞法学第34巻第2号* 74ページ(2000年)。
- 2) 町村・同上。
- 3) 情報ネットワーク法学会=社団法人テレコムサービス協会編『インターネット上の誹謗中傷と責任』285ページ[会田和弘](商事法務, 2005年)。
- 4) プロバイダーの開示責任については、アメリカの議論を分析した論考として、岡根好彦「コンピューター・ネットワーク上の名誉毀損表現の二次的責任-通信品位法第230条と *Zeran v. America Online Inc.* 事件判決に関する評価を中心として-」*法学政治学論究*第93号37-68ページ(2012年)参照。
- 5) たとえば、韓国では、一定数以上のユーザーが利用するサイトに対して利用者に住民登録番号等を要求した「制限的本人確認制」について、「自由な意思表示を萎縮させる」ことを理由に違憲決定が下されるなど、以前から積極的に議論されている。なお、同国の実名制に言及した邦語文献として、田坂創「インターネットと匿名言論」*政治学研究*第41号65ページ(2009年)参照。また、同国の名誉毀損事情を検討した邦語文献として、朴容淑「韓国におけるメディアによる名誉毀損に関する研究-政治家及び高位公職者に関する名誉毀損訴訟を中心に-」*九大法学第103号*143-170ページ(2011年)等参照。
- 6) 藤田康幸「匿名の表現の自由とインターネット」*法とコンピューター*第18号74ページ(2000年)、千代原亮一「インターネットにおける匿名言論の保護」*大阪成蹊大学現代経営情報学部研究紀要*第3巻第1号215ページ(2006年)など。
- 7) 匿名性の問題に関しては、「匿名表現の自由」と「匿名性そのものの自由」に分かれ、前者は言論の自由との関係、後者はプライバシーとの関係で検討

されることも少なからずある。たとえば、両者の関係に言及した論考として、東浩紀・浜野智史編『*ised 情報社会の倫理と設計・倫理篇*』(河出書房新社, 2010年)など、後者について検討した論考として、大谷卓史「インターネットにおける匿名性はいかに正当化されるか?」*吉備国際大学政策マネジメント学部紀要*第3号43-58ページ(2007年)など参照。本稿では、主に言論の自由との関係から検討したいと考える。

- 8) *McIntyre v. Ohio Elections Commission*, 514 U.S. 334 (1995).
なお、同判決に言及した邦語文献として、藤田・前掲注6)76-78ページ。
- 9) *Id.* at 337-340.
- 10) *Id.* at 341-343.
- 11) *Id.* at 343-353.
- 12) *Id.* at 357.
- 13) *Id.* at 358-371 (Thomas, J., concurring).
- 14) *Id.* at 371-385 (Scalia, J., dissenting).
- 15) *NAACP v. Alabama ex rel. Patterson*, 357 U.S. 449, 451-454 (1958).
- 16) *Id.* at 460-463.
なお、同判決に対しては、本質的には政治的表現の自由や結社の自由が問題となったケースであるため、匿名言論そのものを理論化した判決ではないとの指摘もなされている。志田陽子「匿名性-〈国家から把握されずにいる自由〉の側面から」*公法研究*第75号105ページ(2013年)。
- 17) *Talley v. California*, 362 U.S. 60, 60-62 (1960).
- 18) *Id.* at 62-64.
- 19) *Id.* at 64-66.
- 20) *Id.* at 70-72 (Clark, J., dissenting).
- 21) *Buckley v. Valeo*, 424 U.S. 1, 6-12 (1976).
- 22) *Id.* at 29-51.
- 23) *Id.* at 64-68, 72-74.
- 24) *Citizens United v. Federal Elections Commission*, 558 U.S. 310, 318-322 (2010).
- 25) なお、資金力の歪みについては、インターネットなど現代コミュニケーション技術の発達によって、個人が安価で影響力を行使できるようになったため、言論者の資金力の平等化は正当化理由にはならないと判断されている。
- 26) 558 U.S. 310, 322-366.
- 27) *Id.* at 366-371.
なお、同判決およびその先例を分析した邦語文献として、辻雄一郎「情報化社会の表現の自由」251-295ページ(日本評論社, 2011年)参照。
- 28) *Doe v. Reed*, 561 U.S. 186, 190-193 (2010).
- 29) *Id.* at 194-196.
- 30) *Id.* at 197-199.
- 31) *Id.* at 199-202.

Mar. 2016

匿名言論の価値に関する分析

- 32) なお、同判決の邦語文献として、前田正義「判研」海保大研究報告第56巻第1号31-43ページ参照。また、匿名言論に関する一連の連邦最高裁の判決について分析した邦語文献として、高橋義人「パブリック・フォーラムにおける匿名性と情報テクノロジー」*琉大法学*第87巻23-30ページ参照。
- 33) なお、志田教授は、ネットワーク上の匿名言論について、「行政の業務確保と簡便化のためにネット参加者を行政が一方的に把握することが憲法上許容されるか」に関する問題と、「私人間の表現トラブルや経済トラブルの防止や事後救済のために加害者と目された者のアイデンティティの把握を一方的に行うことが許されるか」に関する問題に分かれると指摘している。志田・前掲注16) 107ページ。
- 34) 裁判所では、これまでに最低でも7つの判断基準が示されているとの指摘がなされている。Nathaniel Gleicher, *John Doe Subpoenas: Toward a Consistent Legal Standard*, 118 *Yale L.J.* 320, 337 (2008).
また、各判断基準を分析している、ほかの論考として、Jonathan D. Jones, *Cybersmears and John Doe: How Far Should First Amendment Protection of Anonymous Internet Speakers Extend?*, 7 *First Amend. L. Rev.* 421, 425-443 (2009); Sophia Qasir, *Anonymity in Cyberspace: Judicial and Legislative Regulations*, 81 *Fordham L. Rev.* 3672-3680 (2013).
- 35) *In re Subpoena Duces Tecum to Am. Online, Inc.*, 52 *Va. Cir.* 26 (Cir. Ct. 2000).
- 36) *Id.* at 35.
- 37) *Columbia Insurance Co. v. Seescandy.com*, 185 *F.R.D.* 573 (N.D. Cal. 1999).
- 38) *Dendrite International, Inc. v. Doe*, 775 *A.2d* 756 (N.J. S. Ct. App. Div. 2001).
- 39) *Doe v. Cahill*, 884 *A.2d* 451, 454-455 (Del. 2005).
- 40) *Id.* at 455-456.
- 41) *Id.* at 457. もっとも、実名の開示がなければ証拠を得ることが不可能であるときに提出は必要ないとも言及した。*Id.* at 463.
- 42) *Id.* at 463-465.
- 43) *Doe v. 2TheMart.com, Inc.*, 140 *F. Supp.* 2d 1088, 1089-1091 (W.D. Wash. 2001).
- 44) *Id.* at 1091-1098.
- 45) 志田教授も、「インターネット外で蓄積されてきた裁判例がインターネット上の匿名問題でも先例拘束性をもつものとして扱われている」と主張する。志田・前掲注16) 107ページ。
もっとも、マロイ教授は、インターネット上の言論が従来よりも普及しやすく、永久的で、アクセスしやすいゆえに、たとえば、ネット上の読者はその言論が事実というよりも意見の表明であると受け取りやすい等の特徴があるため、そのような特徴も考慮すべきと主張する。S. Elizabeth Malloy, *Anonymous Blogging and Defamation: Balancing Interests on the Internet*, 84 *Wash. U. L. Rev.* 1187, 1190-1192 (2006). また、リズキー教授とコッター教授も、ネット上の言論については、平均的にみて、匿名ではない言論よりも匿名の言論のほうが価値は低いと捉えられていると主張する。Lyrissa Barnett Lidsky & Thomas F. Cotter, *Authorship, Audiences, and Anonymous Speech*, 82 *Notre Dame L. Rev.* 1537, 1559 (2007). そして、現実では、確かにマッキンタイア判決等を引用する判決が多いものの、それらの判決内容はまばらであるとの指摘もなされている。See Jasmine McNealy, *A Textual Analysis of the Influence of McIntyre v. Ohio Elections Commission in Cases Involving Anonymous Online Commenters*, 11 *First Amend. L. Rev.* 149 (2012).
- 46) 同旨の学説として、Anne Wells Branscomb, *Anonymity, Autonomy, and Accountability: Challenges to the First Amendment in Cyberspaces*, 104 *Yale L. J.* 1639 (1995).
また、フルームキン特別教授は、すべての人間が自分の述べたすべてを知られたいと望むほど勇敢ではないため、匿名を保障することでいくつかの臆病な言論が促進されることになると主張する。A. Michael Froomkin, *Legal Issues in Anonymity and Pseudonymity*, 15 *Info. Soc'y* 113, 115 (1999).
あるいは、ガードナー特別教授は、匿名性が保障されれば、政治家は民主的意思決定に本質的に関わる2つの情報、すなわち自身の政治的な信条や、選挙人や市民の好み等から身を隠して気軽に演説できるようになり、また、市民も自らの意見を述べたり他人の意見を批判したりすることができるようになると主張する。James A. Gardner, *Privacy, Democracy, and Elections: Anonymity and Democratic Citizenship*, 19 *Wm. & Mary Bill of Rts. J.* 927, 930-933 (2011).
- 47) なお、学説では匿名言論の価値を報道の自由との関係で捉えようとする主張もなされている。See Robert G. Natelson, *Does "The Freedom of the Press" Include a Right to Anonymity? The Original Meaning*, 9 *NYU J.L. & Liberty* 160 (2015).
- 48) 町村教授は、アメリカで示された、匿名の権利を認める理由は日本においても妥当するとともに、「匿名による表現行為が単なる実名表示による不利益を回避するという消極的な理由によるだけでなく、表現者の自己実現の一つとして主体的に選

扱われ得るという積極的な側面ももっている」と主張する。町村・前掲注1) 77-78ページ。

- 49) なお, 近年のインターネットサービスの多様化により, 開示の程度や相手方について様々なケースがありうることに留意しなければならない。折

田明子「インターネット上の名前・アイデンティティ・プライバシー」情報管理第57巻第2号93-94ページ(2014年)。

(2015年11月20日掲載決定)